

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年5月28日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第15号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「者」の右に「並びに同部市民窓口課長の職にある者」を、「間」の右に「(同部市民窓口課長にあっては、当該職にある間)」を加える。

第29条第1項第1号中「京都市農業共済条例施行規則第6条に規定する納入通知書」を削る。

別表第1 1中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第80号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第4中「第43号 総合企画局プロジェクト推進室の庶務を担当する担当課長」を「第43号 削除」に改める。

別表第6中「第70号 特定非営利活動法人きょうとエヌピーオーセンター」を「第70号 特定非営利活動法人きょうとエヌピーオーセンター
第71号 財団法人京都市健康づくり協会」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1、別表第4及び別表第6の改正規定 この規則の公布の日
- (2) 第29条第1項の改正規定 平成16年5月31日
- (3) 第16条第2項の改正規定 平成16年6月1日

(会計室会計課)